大船渡市で働く若者の

奨学金の返還を支援します！！

＼申請期限延長／

令和７年
2月28日（金）
※予算の上限に達した場合、期限より前に受付を締め切る場合があります。

最大36万円

年間上限**12万円**を

最大**36か月**支援！

申請から補助金交付までの流れ

大船渡市

申請者

奨学金返還先

❶ **申 請**　申請期限：令和6年5/1～令和7年2/28

❷ **交付決定**　申請受理後、随時

❸ **奨学金返還**　令和7年3月分まで

❹ **請求書提出**　提出期限：令和7年3月分返還後～令和7年4/18

❺ **補助金交付**　請求書受理後～令和7年5/30

大船渡市

令和6年度募集用

大船渡市 奨学金返還支援補助金

大船渡市内の事業所に就職した、35歳未満の方の奨学金の返還を支援します！

概　要

申請期間

令和６年５月１日（木）～令和７年２月28日（金）

※予算の上限に達した場合、期限より前に受付を締め切る場合があります。

補助額

申請年度内に返還した奨学金額の1/2以内

上限12万円/年（1万円/月）　最大36か月（３年間）

対象奨学金

・日本学生支援機構　第一種奨学金及び第二種奨学金
・大船渡市育英奨学金
・その他市長が認める奨学金

交付対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

①雇用された日の年齢が**35歳未満**の方で、市内に住所を有し、**３年以上市内に定住**する意思がある方

②奨学金の貸与を受けて大学、短大、大学院、高専、専修学校（専門課程）を卒業し、返還義務がある方

③令和５年**４月１日以降**に**市内事業所に常用雇用者として雇用**された方
※公務員、雇用から３年以内に転勤のため市外に住所を移す可能性がある方は対象外

④他の奨学金返還支援制度を利用していない方

⑤風営法第２条に規定する事業を営む事業主に雇用されていない方

⑥市税及び奨学金の返還を滞納していない方

補助期間

申請日の属する年度に交付対象となった最初の月から起算し、36か月を上限に当該奨学金の返還が終了するまで。または年齢が35歳に達する前の月まで。

例　令和６年３月まで日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けて大学を卒業し、４月から対象事業所に就職し、10月から返還開始した場合

お問い合わせ

申請方法や、制度の詳細はホームページをご確認ください！

詳しくはこちら

大船渡市 商工港湾部 商工課
〒022-8501　大船渡市盛町字宇津野沢15番地
0192-27-3111（内線111）
ofu_syoko@city.ofunato.iwate.jp